



## 産業廃棄物処理施設設置許可証

令和4年5月10日

住 所 和歌山県田辺市文里二丁目35番37号

名 称 株式会社資源開発  
代表取締役 坂本 耕作

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

和歌山県知事 仁坂吉伸



許可の年月日	平成31年 2月15日	許可番号	30第60073号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	<p>廃プラスチック類の破碎施設 木くずの破碎施設 がれき類の破碎施設 (富士車両株式会社製 シュレッダープラントFNS6080-500型)</p> <p>①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類 以上8種類 (ただし、特別管理産業廃棄物であるもの並びに石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)</p>		
設置場所	和歌山県田辺市文里二丁目1293番14		
処理能力	<p>廃プラスチック類 32トン/日 (8時間) 木くず 50.4トン/日 (8時間) がれき類 136トン/日 (8時間)</p>		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>		
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。</li> <li>計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。</li> <li>施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。</li> </ol>		